

平成22年度第1回競争契約監視委員会 議事概要

日時：平成22年6月11日（金） 9時30分～12時00分

場所：成田国際空港株式会社東京事務所

出席：委員：愛知工業大学 長瀧重義特任教授（委員長）
白鷗大学法科大学院 鈴木孝之教授（委員長代理）
筑波大学法科大学院 藤村和夫教授
早稲田大学理工学術院 柴山知也教授

N A A：加藤取締役兼常務執行役員、大久保専務執行役員、末吉常務執行役員（工務部長）、草野常務執行役員、松村法務コンプライアンス部長、鈴木給油事業部長、持田滑走路保全部長、渡辺施設保全部長、鈴木調達部長、法務コンプライアンス部、給油事業部、工務部、調達部

議事：

1．大久保専務執行役員挨拶

2．契約状況等について

調達部、法務コンプライアンス部より、工事等に関する契約状況、随意契約理由、取引停止措置の状況について説明

委員からの質問・意見	N A Aからの回答
同額でくじ引きとなった件で、最初に当該価格を提示した業者がとれず、後から提示した金額が同額となり受注したのは妙ではないか	最初から『これが限界』とする業者もあれば、交渉の結果『これが限界』とする業者もあり、本件についてはたまたま同額となり、くじ引きで決定した
除雪車両の入札額に大きな開きがある	A社は商社で米国製の車両を提示した。一方B社は国産のメーカーであり、自社製品を提示したため、価格に大きな開きがあった
平均落札額の昇降の要因として予定価格の計算方法が修正されているということはあるのか	そのような要因はない。契約総額に占める割合が大きな工事の落札率が高い場合には平均落札率を押し上げる傾向となり、その逆もある

3. 総合評価方式・低見積調査について

以下の4件について、調達部、給油事業部、工務部、滑走路保全部及び施設保全部より工事概要及び契約方式を説明

パイプライン隧道部受変電設備更新工事

整備地区エプロン舗装改修工事（平成21）

一期地区ディアイシング施設整備工事

P T B 監視用 I T V 設備更新工事（保安検査場等）

（総合評価方式について）

委員からの質問・意見	N A A からの回答
<p>経験のある監理技術者の配点は、契約額の5%程度に相当しているが、この技術者はこの額に見合うくらいの重要性があったのか</p> <p>しかし、採点表を見ると、重要と言いながら最終的には経験のある技術者はいないが、低価格を提示した業者が受注している</p> <p>このようなケースにおいて、技術点の影響についてフォローアップ体制はあるのか</p>	<p>重要性があると判断し配点した。しかしながら結果として、総合点において低価格の業者が受注した</p> <p>始まって1年の方式であり、技術点の配点については今後も検討を続ける</p>
<p>国の機関の一部では技術点を公開しているところもあるが、N A A ではどうか</p>	<p>現在は総合点（トータル）で公表しているが、技術点などの内訳までは公開していない</p>
<p>工事内容は平凡であっても、制限区域内工事としての留意点を理解した経験が重視されるような工事に関しては、単純に技術点の配点を下げるのではなく、配点にメリハリをつけるきめ細かい設定が必要だ</p>	<p>過去1年間の経験を踏まえ、平成22年4月より技術点を10~20点の範囲で設定するように見直している。個々の技術評価点のあり方については今後も継続して検討していく</p>

(低見積調査について)

委員からの質問・意見	N A Aからの回答
契約制限価格を公表し、それ以下での応募のうち低見積価格調査に該当したものをさらに価格交渉で下げさせる交渉をするのか	N A Aの積算額より高い見積部分について、低い価格が可能か交渉している
実勢価格などのデータをもとに予定価格を決め、交渉したら低見積もりというのは、最初の契約制限価格に問題があったのではないか	参考見積をとると高めに出る傾向があり、また営業努力の結果実際の契約額をかなり下げることが見受けられる。したがって、契約制限価格に問題があったとは考えていない
一般管理費が10%というのは、競争だから仕方がないとは言え、低すぎる これでは、現場事務所などに十分な費用がかけられない	建設業界の過当競争と思われる

4．無効及び不調案件
該当なし

5．その他
工事発注事務の適正化策の一部改正について、法務コンプライアンス部より説明

6．全体を通しての意見

委員からの意見
特になし

7．草野常務執行役員閉会挨拶

次回の委員会は平成22年11月19日(金)に開催予定